

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和5年12月7日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 0 月 2 3 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和5年6月7日午前11時頃、日立市□□町□□番地先市道□□□□号路上において、日立市□□町□□番地□□□□氏使用の自動車が走行した際、突出したH型鋼に左側後輪が乗り上げ、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金13,968円